

半田市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第一号

半田市情報公開条例の一部を改正する条例

半田市情報公開条例（昭和六十一年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（行政文書の存否に関する情報）

第七条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第八条を次のように改める。

（公開の請求手続）

第八条 第五条の規定による行政情報の公開の請求は、実施機関が定める様式による書面を、請求者が実施機関に提出してしなければならない。ただし、公開請求に係る行政文書が、その全部を公開するものであることが明らかであるとして実施機関が当該書面の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。

第十二条第一項中「第九条第三項」を「第七条若しくは第九条第三項」に、「第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項」を「第九条第一項本文」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「第九条第三項」を「第七条若しくは第九条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第七条又は第九条第三項」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知った」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。